

# 簡易チェックシート

## 【建売を取得する場合】

【判定日:各年度の3月31日時点(申請受付:令和6年度から令和8年度)】 未就学児のいる世帯又はともに40歳以下の夫婦のみの世帯である。	いいえ
↓ はい	
焼津市内で令和6年4月1日以降に建売住宅取得の契約を締結している。	いいえ
↓ はい	
建売住宅取得の契約を締結した年度又はその翌年度に住宅が完成し、その住宅に住所を定め生活する。	いいえ
↓ はい	
令和6年4月1日以降に住宅取得に合わせ本市に転入する又は令和4年4月1日以降に本市に転入し、転入時から継続して賃貸物件に居住し、新築住宅取得に合わせ転居する。	いいえ
↓ はい	
建売住宅の取得価格(土地及び住宅の工事費用相当額をいう。)の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)が1,500万円以上である。	いいえ
↓ はい	
土地及び住宅それぞれの所有権に係る夫婦の持分の合計が2分の1以上である。	いいえ
↓ はい	
世帯全員が納付すべき市区町村民税を滞納していない。	いいえ
↓ はい	
対象者及び配偶者(配偶者がない者にあつては、その者及びその子)が日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者である。	いいえ
↓ はい	
過去に類似した焼津市の補助金の交付を受けていない。	いいえ
↓ はい	
【次の補助の対象となる可能性があります。】 補助額=(新築住宅取得費用(土地及び建物)-1,500万円)×10% ・未就学児のいる世帯 最大100万円 ・夫婦ともに40歳以下で子どものいない世帯 最大50万円 ※対象となる土地、建物に対する国庫補助等がある場合、さらにその補助額を控除した後の金額の10%	
	↓
	【補助対象外】